

第62回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

1. 開催状況

日時：2025年3月27日（木） 15:00～16:10

場所：WEB会議

出席者：

秋池 玲子 座長（ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & シニア・パートナー）

秋元 圭吾 副座長（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）

安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）

小宮山 涼一 委員（東京大学大学院工学系研究科 教授）

林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）

松平 定之 委員（西村あさひ法律事務所 パートナー）

松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

圓尾 雅則 委員（SMB C日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）

梅本 昌弘 オブザーバー（伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティ部門 電力需給部長）

岡本 浩 オブザーバー（東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長執行役員）

斎藤 祐樹 オブザーバー（株式会社エネット 取締役 経営企画部長）

佐々木 邦昭 オブザーバー（イーレックス株式会社 小売統括部長）

高垣 恵孝 オブザーバー（送配電網協議会 ネットワーク企画部長）

鳥居 敦 オブザーバー（東京ガス株式会社 電力事業部 担当部長）

平石 雅一 オブザーバー（関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室 企画担当部長）

森 正樹 オブザーバー（電源開発株式会社 経営企画部 部長）

下津 秀幸 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課長）

小柳 聡志 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室長）

議題：

- （１） 供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について（広域予備率の考え方見直しに伴うペナルティレートの扱い）
- （２） 2025年度実需給に向けた準備状況（容量確保契約容量・金額の更新、容量拋出金算定の情報提供）

資料：

【資料1】議事次第

【資料2】委員名簿

【資料3】供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について（広域予備率の考え方見直しに伴うペナルティレートの扱い）

【資料4】2025年度実需給に向けた準備状況（容量確保契約容量・金額の更新、容量拋出金算定の情報提供）

2. 議事

(1) 供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について（広域予備率の考え方見直しに伴うペナルティレートの扱い）

- 事務局より、資料3に沿って、「供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について（広域予備率の考え方見直しに伴うペナルティレートの扱い）」の説明が行われた。

〔主な議論〕

（小宮山委員）

ご説明いただき感謝する。今回、広域予備率の考え方見直しに伴うペナルティレートの扱いについて、事務局のご提案に賛同させていただく。その中でZ時間の値、いわゆる年間の供給力提供通知の発生時間について、リクワイアメントの未達状況を評価するための大切な基準となる時間に関して、今回実態を踏まえた丁寧な設定がなされたものと理解する。ご提示いただいた90時間についても適切な設定と考えており、賛同させていただく。関連して1点コメントさせていただく。ペナルティレートの根本的な作り方に関しては、今後の課題と整理することだったが、今回供給力提供通知の想定時間であるZ時間の値が引き上げられたことを踏まえ、今後も同様の方式を継続する場合は、Z時間の値を決定するタイミングや、その決定方法について少し検討の余地があるのではないかと感じている。ご案内のとおり、容量市場では4年先の供給力を確保するため、実需給の4年前にZ時間についても、想定する必要があると考えるが、今回のように需給状況を始めとする様々な環境変化によって、年間の供給力提供通知時間も変動する可能性もあると捉える。そのため、今後も同様の方式にてペナルティを考える場合は、メインオークションから実需給までの4年間における不確実性を踏まえ、Z時間の値の決定のタイミングや、実需給の状況に応じて、例えばZの値の補正を行う仕組み等に関して、今後の包括的な検証の場で議論することも一案ではないかと感じた。

（松平委員）

ご説明いただき感謝する。今の資料3について、2点程、気になった点があり発言させていただく。1つは、ご説明いただいた90という値について、これは容量市場が始まったのが2024年度からという状況もあり、やむを得ないことだが、2024年度、単年の実績を踏まえて、偏らないようにするために、一定の補正はしていただいているが、計算の元となっている一つ一つの値が、基本的には2024年度、単年度の数値に基づいて出されており、今年実需給開始となる2025年度、あるいは今年実施するメインオークション2029年度、これらについて、この値を使っていくのはやむを得ないと思う。一方で、2026年度、2027年度、2028年度について、今この値で決めてしまうのか、また2025年度の実績も来年の今頃明らかになっていって、実際、蓋を開けてみると、90と違う値が出てくる可能性もなくはないとも捉える。私が気になっているのは、今回一度90と決めると、対象となる年度について後で90よりも低い値にすると、それによって単位時間当たりのペナルティを改めて今まで30だったが、それを90にしたとして、やはり例えば60に戻すというのは、事後的な不利益変更となり、実際はやりにくいとか、法的なあるいは事業者の予見可能性や期待値という意味でも、不利益変更をこの後やるということはなかなか難しい。そうすると、今この単年度の数値をベースに、2026、2027、2028年全部90と割り切るのか、今年度2025年度の実績も踏まえ将来のタイミングで改めて検討するのは、論点としてあり得ると捉えた。ただ8ページを拝見するとそのような考え方は、恐らく①についての考慮すべき点で、2026年、2027年、2028年において、まだ引き続き実態と乖離した状態が続いて、安心できないが故の市場退出を誘発するのではないかという懸念も一方であるということから、今の案としては2026年、2027年、2028年を含め変更する方向というお考えと認識しており、その判断に強く反対するものではないが、そのようなご判断もあり得ると捉えている。一応認識として持っておく必要があると考えているのが、一度決めたものを不利益に変更することは実際やりにくく、それを踏まえて2026年度、2027年度、2028年度についてもこのタイミングで決める

という判断をしていることを認識しておく必要があると考える。それが1点目で、もう一つは、今回元々30だったものを90に直すということで、単位時間当たりのペナルティが3分の1になるということは結構大きな変更だと捉えている。これは一方でZというものをベースに計算することや、事業者が元々想定した以上の負荷を求められている面もあり、そこに実態に即して対応していくということだと理解しているが、このZの値について、やはり一つの議論は、そもそも根本的に考え方を変えること。前回、前々回松村委員から意見があったように、根本的に考え方を変える議論をすることは、一つの方向性だと感じた。一方で当面例えば、Zの値をベースにペナルティレートを考えるという考え方を一定期間続ける場合に、モラルハザード、Zの値がとて大きくなっていく場合に、遵守するよりもむしろペナルティを食らってでも動かさない方がいい、その方が儲かるというおかしなインセンティブ構造にならないか気になっている。Z分を今考えており、Zは低予備率アセスメント対象コマに該当されることが想定される時間という考え方になっているわけだが、ただそこには一定の歯止めというか、この水準よりは大きくすべきではないと考えるべきポイントも、モラルハザードとか、おかしな経済的なモチベーションのような要素もあるかと捉え、そもそもZをベースに考えること自体を根本的に変えることも一つの方法で、それからその考え方を維持する場合は、逆にZをこれ以上政策的に増やすべきでない、そのようなところを考慮していく必要があるかもしれない。そうだとすると、今の約款の文言は、少し見直しを、前回、前々回も申し上げたが、そのような政策的な判断も踏まえて、Zそのままを分母にするものではない、あるいはZは上限値があると、そのような考え方を約款にも反映していく必要があると感じた。その辺りは、今後の見直し論含め、協議検討させていただければと考える。

(松村委員)

今回の事務局の提案について、前回も同様に言ったが全て合理的で支持する。結論は支持するが、その理由づけは到底納得いかない。納得いかない理由は、前回私が発言した、長期的にこの考え方は根本的におかしいのではないのかという問いに対して、変えたとすると遡及適用だという説明が、事務局からあったと捉える。これを根本的に変え、尚且つかなり早く対応するのが遡及適用だとすれば、今回の提案の2025年度から適用するのも遡及適用だと考える。遡及適用という言葉を超に都合よく使いすぎていると感じた。消費者の負担を増やすものについては、本来のルールからすれば2029年度からだが、弊害が大きいので、より合理的なものをそこまで待つ必要はないから2025年度からというのはとても納得できる理由で、それは受け入れる一方、事業者の負担を増やす可能性のある抜本的な考え方を変えるのは遡及適用だからダメというのは、余りにも都合よく議論しているとの疑念を、消費者に与えると考える。これを最終的に負担する人は誰なのかということも含め、きちんと考えれば本当に合理的なものであれば、早く適用するものの例として最終的には国の審議会での議論の結果によるとすると、2024年度からになるかあるいは2025年度からになるかはまだ決まっていないとしても、あえて遡及適用をして4年後にしないと意思決定しているのに、抜本的な改革をしない今回の理由づけがこれでは酷いと感じた。一方で考え方を大きく変えたとすると、検討に必要な時間は長くなるため、今この場ではやらないというのは合理的で、やるとすれば将来との整理も納得した。従って結論として将来だというのはいいと考える。それから私が申し上げたのは、今、松平委員が言及されたことと共通しているかもしれないが、将来またこの値を上げる格好をして、また90から更に大きくするとか、そのような議論をする時にはそれはある意味、需給がひっ迫し、足元でオブリゲーションを満たさないと困る局面になった時に緩めることになってしまうわけで、フィロソフィーとしてかなりおかしいと申し上げた。今後再改定する、今回の逆方向ではなく、今回と同じ方向でもっと酷くするという提案が出てくる時には、本当に現在の考え方を継続してもいいのかということとセットで考えて欲しいと申し上げた。私としては事実上今回のようなやり方をする際の上限と捉えている。もし、基本的な考え方は今回のまま引きずり、また値を大きくする、ペナルティを下げるという提案が出てくるとすれば、何故抜本的に考え方を変える検討が進まないうちに、そのような安直な案が出てくるのかと言わざるを得ない。勿論変えられないということではないと認識するが、十分な議論の結果としてそうなるということではいけないと考える。その意味で、小宮山委員が今回ご指摘になった点は、受け入れられない。ルールを今から決めてということだとすると、この方式をこのまま続けることを所与としているのかのように感じた。今回は、一旦決めてこれよりも更に大きくする時には、もっと抜本的

なことをきちんと考えるのであれば、小宮山委員の提案のようなルールをつくるべきなのか疑問に感じる。90より更に減らすことがあり得るからそれに自動的に対応できるようにすべしという意図だとすれば、あり得る提案と考えるが、逆は受け入れられない。小宮山委員の提案を検討するくらいなら、その労力を抜本的な考え方を整理することに向けるべきと考える。

(秋元委員)

ご説明いただき感謝する。私も今回のご提案は全て賛成する。ただ、今も議論があったように、私もZ時間、このフォーミュラに関しては、今回は2024年度が特殊な形だったので、このような対応をしたわけだが、ただやはりZ時間を使ったフォーミュラが良いのかどうかに関しては、早急に議論すべきと考える。今回は時間的な余裕もなく、また今後、包括的な検証もあるので、そのタイミングということであればいいと捉えるが、やはりこれをそのまま将来に向かってやっていくのは、不適切とを感じるため、しっかり次のタイミングでは根本的な対応をとっていただきたいと考える。その上で今回90時間に設定したことに関しては、賛同する。あと8～9ページ目で①～③の案があり、①は却下するということで、私も②がいいだろうという気がするが、記載いただいたように、重要課題と捉えており、国の審議会で議論するという建て付けについては、了承したい。

(岡本オブザーバー)

ご説明いただき感謝する。本件についてコメントさせていただく。前回までの検討会でも発言させていただいているが、Zを増すということが、このフォーミュラ上でペナルティレートが減り、結果として経済的なペナルティが減る。他方で実態としてZが増えてきており、私どもとすると需給が厳しくなるコマが増えているという認識であり、その中で事業者様に供給力提供をお願いする頻度が更に高まる可能性があると考え。ご提案のペナルティレートの変更は、供給力提供通知の発生を減らすという意味のインセンティブにならず、市場参加者様に逆に誤ったメッセージを与えるのではないかと心配をしている。以上のことから、Zを注視しながら、少なくともZが当初想定していた30時間程度となる対策が、ルーティン的に検討されるような仕組みの構築、それから経済的ペナルティが供給力提供通知の発生を減らすインセンティブとなるようなフォーミュラの見直しをお願いしたい。今回その見直しなしのまま、ペナルティレートだけを先行して変更されることについては、私どもとしては反対である。

(森オブザーバー)

今回、Z時間を90時間に見直すというご提案と、新たなペナルティレートを既契約分にも適用することに賛同する。重要と捉えるのは、事務局のご指摘にもあったが、当初想定していた30時間という設定が、実態と大きく乖離していることであり、これが継続すると、発電事業者が容量市場から退出する可能性も出てくるのではないかと考える。これを防止する意味でも、まずは現時点での実態を踏まえたペナルティレートの水準を、なるべく早期に反映していただくことが望ましいと考える。その上で、8ページの案②と案③のいずれを採用するかについては、審議会での議論だろうが、当初の想定から実態を大きく乖離した結果として、容量提供事業者が予見できないような形で、本来よりもペナルティの強度が高まっていたことを踏まえると、案③にさせていただくのも一定の合理性があるのではないかと考える。案③の場合であっても、ペナルティを無かったことにするわけではないと理解しており、個社の状況によりペナルティの減免の度合いに差が出る可能性はあるだろうが、資料8ページの※2に書いてあるような簡易的な方法で過去分の差額を精算するといった方法であれば、あまり大きな問題にはならないのではないかと捉える。尚、根本的にZ時間を用いる仕組み自体をどう考えるべきかは、事務局の提案とおり、今後の検討課題として引き続き実態も見ながら、検討を深めていく必要があると考える。

(平石オブザーバー)

私からは、9ページのペナルティレートの適用時期2024年度の取扱いについて発言させていただく。今回ペナルティ

レート要素であるZ時間について、新たに設定される90時間は既契約分に適用するという方向性が示され、こうした中で2024年度、今年度の取扱いについては、国での検討がなされていくというご提案をいただいている。基本的に、このご提案について賛同させていただく。その上で、今回資料にもあるが、今年度の供給力提供通知の発出頻度は、制度構築時の想定から大きく乖離しており、こうした状況は事前の予見性に乏しかったものとする。従って、今年度の分について、こうした事態を踏まえ、例えば新たなペナルティレートの適用の可能性も含め、今後国でご検討いただければと考えている。

（高垣オブザーバー）

資料15、16ページのZ時間の設定について今回事務局の提案の方向で進めていくことと捉えているが、今後の検討に向けてコメントさせていただく。今回のZ時間の設定では、2024年度の特異な影響を補正する方法として、H1想定需要を超過した日数を基に、補正が行われているが、例えば気温補正を行って、平年気温ベースとの差を確認して、気温の影響によるものなのか、それともベース需要の変化によるものなのかを切り分けた上で、供給力提供通知として想定される時間を算出することも考えられるのではないかと。本想定時間は本来、供給力提供のリクワイアメントとして、どの程度のペナルティの強さが適切なのか、あるいは、供給力提供の適切なインセンティブとして、その水準を考えるのかということだと思うので、今後Z時間の設定の考え方を整理してより合理的なものとなるよう検討していただきたい。

（林委員）

事務局の提案も色々ある中で、Z時間の設定の話が議論になっていたが、私も一般送配電網協議会のこの議論は非常に大事と考えており、今回色々な流れや対応もあり、事務局側は先ほどのZ時間の話を出しているが、そもそもの先を見据えた話も含めて、一度ここは丁寧に一般送配電事業者からの提案があった話も含め、議論自身を実際行って、その状況の下で、もう一回試算云々を今後行うべきと感じている。気を付けなければいけないのは、今回決まったから同じやり方でずっとやるというのは、やはり良くなく、実情に合わせて正しく中立というか公平にやることだけの検討はやった方がいいと気になっている。私も安定供給側というかシステム側、ネットワーク側の研究をしている者としては、やはり安定供給の確保という大切なものはしっかりコミットして、皆さんでしっかり理解してやっていかなくてはならないので、そういったしっかりした方法論や、時代、状況に合った検討は是非丁寧にやっていかなくてはならないと考える。

（事務局）

今回も様々なご意見いただき感謝する。いずれのご意見も、そのとおりかと理解しており、いただいたご意見として、Z時間の決め方について、補正の方法や、手法も含めてこういったところを少ししっかりと検討していくところのご意見や、また抜本的な考え方の再検討が必要ではないかというご意見、それからその考え方の見直しに含まれるZの決定方法、タイミングについて、決めてしまった後の見直しという場合、どういった関係者に影響があるかなどといったところを今後の検討課題と認識し、しっかり検討を進めていきたい。一方で足元の実需給が迫っている中で今回のご提案について、結論のところに関しては、ご賛同いただくご意見が多かったかと受け止め、しっかり対応を進めてまいりたい。

（秋池座長）

皆様、ご意見いただき感謝する。広域予備率の考え方の見直しに伴う容量市場のペナルティレートの扱いについては、国とも連携しながら、本検討会でも検討を重ねてきた。皆様のご意見も踏まえつつ、今回はペナルティレートの扱いについて2025年度以降の適用を行うこと、またペナルティレートの設定時間を90時間にすることについて、事務局として整理をさせていただいたところで、本日色々今後の検討課題についても、ご意見を賜ったので、事務局からもお答えしたとおり、深めてまいりたいと考えている。2024年度の扱いについては、国の審議会で審議を行っていくこととし、事務局の皆

様には2025年度以降の扱いの整理について、事業者方々への通知やお知らせの公表について、引き続きの対応を宜しくお願いする。

（２）2025年度実需給に向けた準備状況（容量確保契約容量・金額の更新、容量抛出台算定の情報提供）

- 事務局より、資料3に沿って、「2025年度実需給に向けた準備状況（容量確保契約容量・金額の更新、容量抛出台算定の情報提供）」の説明が行われた。

〔主な議論〕

（林委員）

事務局のこういった実需給年度に向けた情報提供は非常に大切と感じる。こういったところを広域機関としてしっかりやるべきだと拝聴していたが、引き続きこういった状況も是非進めていただきたい。一方で、今回の2時間の話とか色々な議題があると捉えるが、そういったところもエッセンスの部分等は是非早めに、資料を出しているから終わりということではなく、その場で口頭で説明する場があれば是非、そういった説明も今後は集約し、情報共有していった方がいいと考えた。必ず全ての事業者がこの会議体を聞いて把握しているとは限らないので、そのようなところも是非適宜重点的に議論されている話等も、話題の中で出していただくことも一つのアイデアと感じた。

（岡本オブザーバー）

ご説明いただき感謝する。こういった情報提供は非常に大事と感じている。4ページを拝見しており、2025年度分の契約容量がメインオークション約定結果の公表時より約512万kW減少になったと報告されている。今年度追加オークションを実施いただいているが、未達エリアが残っている状況があり、加えて先日ご報告があった2028年度のメインオークションについても、供給信頼度が未達で供給力不足で終了していると認識している。先程資料3でも議論があったが、やはり抜本的な見直しが必要な時期にあるのではないかと考えている。フォーミュラの見直しだけでなく、容量が適切に確保されているか、全体の包括的な検証を是非お願いしたいと考える。現状、広域機関で供給計画を取りまとめていただき、今年度末の取りまとめで来年度の供給計画が出る。弊社エリアの需給を見ていくと、今後10年間予備率10%は確保できているように見えるが、その中身を見てみると、これから廃止される可能性のある発電設備でも、地元との関係もあり、廃止決定するまで供給計画には計上されたままになるという例があり、実際そういったものが多く含まれているように感じている。そうすると供給計画で10年間予備率があると言ったとしても、現実近づいてくると電源が廃止され、供給力が不足するという事態が起きてくるのではないかと。逆に言うと供給計画に出ている電源以上の供給力がこの10年のスコープで見ると、なかなか望むのは難しく下がる一方なのではないかという仮説を持っている。そのようなことも含め、今後、需要が増えていくことが想定される中で、特に我々エリアに取っても、データセンター事業者様や半導体事業者様等、非常に日本経済にとっても重要なお客様の需要が増えてくるため、しっかりと供給力を確保していく必要があると考えている。包括的な検証という意味では、様々な観点でなされる必要があると考えており、是非お願いしたい。また今後、検証の中で私どもも是非一員に加えていただきたいと強くお願いする。

（松平委員）

今、岡本オブザーバーのご発言に関してだが、恐らくこの検討会というよりも国の審議会の方のご議論になると考えるが、私自身が必ずしもきちんと理解できていないこととして、容量市場の一つの大きな目的として、将来的に必要な新規電源が作れるような環境を作っていくという側面もあるのかと感じており、正に、需要もこれまでは下がっていたが、今後データセンター等もあり伸びていくかもしれないという状況で、勿論既存の比較的古い発電所も、ある意味延命しながら使っ

ていくという観点で、この容量市場をご利用いただく側面もあるかと捉えるが、加えてやはり10年後20年後先を考えた時に、新規電源も事業者主導で作られていく、そのようなモチベーション、インセンティブを与える手段として、容量市場があると思う。果たして容量市場が始まってどれくらい新規電源ができていくのか、それが期待されるような水準でできているのか、容量市場とは別に長期脱炭素電源オークションもあり、こちらも正にその機能を果たしていると捉えるが、それぞれ長期脱炭素電源オークションとこの容量市場で、どれくらい新規電源が作られているか、あるいは、思いのほかできていないのか、その辺り私自身が正しく分かっていないところがあり、且つこの検討会というのも、むしろ国の審議会でご議論かと考えるが、もしそういった議論があまりなされていないようであれば、色々情報収集もしていただいて、確認いただくのがいいと、岡本オブザーバーのご発言聞きながら感じた。

（事務局）

情報提供については、適宜行っていきたいと感じ、またそういった議論している内容も説明会等で最新の情報を踏まえながら説明していきたいと考える。また供給力の確保については、容量市場の検討会の中で議論するものや国の他の委員会、検討会で議論するものもあり、適宜情報を共有しながら進めて行きたいと考える。

（秋池座長）

皆様、ご意見いただき感謝する。容量市場では、この2025年4月からいよいよ2回目の実需給年度を迎えることになる。新たな年度に入ると、事業者のそれぞれの会社では、容量市場に初めて関わる方も多いと考えられる。容量市場を新たに立ち上げながら得た知見を事業者の皆様の中でも理解を深めながら一緒になり、よりよい制度にしていくため、情報発信や説明会の提供の場など、継続的な取組みも宜しく願います。以上で本日の議事は全て終了した。これを以って第62回容量市場の在り方等に関する検討会を閉会する。

以上